

一般社団法人 日本公認不正検査士協会

評議員会規程

平成19年12月 6日 制定

平成27年 3月25日 変更

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本公認不正検査士協会（以下「ACFE JAPAN」という）が定める、定款第1章第3条（目的）に掲げる事業を当法人が行うにあたって、ACFE JAPANの使命に沿って適切な運営がされているかを確認し、提言するために設置される、評議員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員会)

第2条 評議員会は、本規程に基づいて選任された評議員をもって構成する。

(提言の効力)

第3条 評議員会の提言は、理事会に対する勧告的意見としての効力を有し、理事会は、最大限提言の趣旨を尊重しなければならない。

第2章 評議員

(評議員の選任および解任)

第4条 評議員の選任および解任は、理事会において、出席した理事の過半数の決議によって行う。

- 2 評議員の氏名およびその他の事項は、ACFE JAPANのウェブサイトにて公開する。

(役員を選定)

第5条 評議員会には、評議員会会長1名をおき、必要に応じて評議員会副会長をおくことができる。

- 2 会長および副会長は、評議員の互選により選定する。
- 3 会長が職務を行うことができない場合は、副会長がその職務を代行する。

(評議員の定数)

第6条 評議員の定数は3名以上とする。

2 評議員に欠員が生じたときは、必要に応じて新たな評議員を選任する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

2 前条第2項により選任された評議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(評議員の辞任)

第8条 評議員は、任期の途中において、やむを得ない事由が発生した場合は、理事会にその旨を申し出て辞任することができる。

(評議員の報酬)

第9条 評議員の報酬は、理事会の決議によって定める。

(評議員の責任範囲)

第10条 ACFE JAPAN の運営は理事会が責任をもって行うものであり、当法人の運営上なんらの問題が生じたとしても、評議員はいかなる責任も負わないものとする。

第3章 評議員会

(評議員会の開催)

第11条 評議員会は、年1回以上開催する。

2 評議員会は、評議員会会長が招集する。会長不在時は、副会長もしくは会長があらかじめ指名した評議員が、これに代わって招集する。

3 前項の規定に関わらず、評議員から評議員会開催の要請があった場合には、会長はその適否を判断し、必要がある場合には、評議員会を招集することができる。

4 評議員会の招集通知は、各評議員に対して会日の60日前までに発するものとする。但し、緊急を要する場合には、この期間を短縮することができる。

5 前項の招集通知は書面であることを要しない。

6 評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

(評議員会の議長)

第12条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。会長不在時は、副会長もしくは会長があらかじめ指名した評議員が、議長を代行する。

(評議員会構成員以外の者の出席)

第13条 評議員会会長が必要と認めた者は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(評議員会の決議)

第14条 評議員会の決議は、出席した評議員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 定足数はこれを特に定めない。
- 3 評議員は、1人1議決権を有する。

(評議員会の議題)

第15条 評議員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を議題とする。

- (1) ACFE JAPAN 理事会からの業務報告
- (2) ACFE JAPAN の運営に関する建設的意見交換
- (3) ACFE JAPAN の発展に関する周辺団体との情報交換ならびに協力体制構築
- (4) 評議員相互の情報交換

(評議員会の費用)

第16条 評議員会開催に伴い発生する会場費用等、会議関係費は全て ACFE JAPAN が負担する。

(評議員会議事録)

第17条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名もしくは記名押印する。

- (1) 開催の日時および場所
 - (2) 評議員会に出席した評議員またはその他出席者の氏名
 - (3) 議事の経過の要領およびその結果ならびに発言者の発言要旨
- 2 議事録の要旨は、ACFE JAPAN 会員専用サイトに掲載する。

(評議員会の事務局)

第18条 評議員会の事務局は ACFE JAPAN 事務局が担当する。

第4章 附 則

(最初の評議員の任期)

第19条 最初の評議員の任期は、2008年3月31日までとする。

(規程の変更)

第20条 本規程の変更は、理事会の決議によって行う。

(施行)

第21条 本規程は 2007年12月8日から施行する。